

（側方灯及び側方反射器）

**第三十五条** 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十五条の二の規定並びに細目告示第四十八条、第二百二十六条及び第二百四条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 次のイからホまでに掲げる自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）の両側面には、当該イからホまでに掲げる部分に側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

イ 長さ九メートル以上の普通自動車 前部、中央部及び後部

ロ 長さ六メートル以上九メートル未満の普通自動車 前部及び後部

ハ 長さ六メートル未満の普通自動車である牽引自動車 前部

ニ 長さ六メートル未満の普通自動車である被牽引自動車 後部

ホ ポール・トレーラ 後部

二 側方灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 側方灯は、夜間側方百五十メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

ロ 側方灯の灯光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方灯であって尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部反射器と構造上一体となっているもの又は兼用のものにあつては、赤色であつてもよい。

ハ 側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平面より上方十度の平面及び下方十度の平面並びに側方灯の中心を通り自動車の進行方向に垂直な鉛直面より前方三十度の平面及び後方三十度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

三 側方灯は、前号（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同号ハに係る部分を除く。）に掲げる性能（側方灯の照明部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、同号ハの基準中「下方十度」とあるのは「下方五度」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上二・一メートル以下、下縁の高さが地上〇・二五メートル以上となるように取り付けられていること。

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上二メートル以下となるように取り付けられていること。

ハ 前部に備える側方灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から当該自動車の長さの三分の一以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から当該自動車の長さの三分の一以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように取り付けられていること。

ニ 後部に備える側方灯の照明部の最後縁は、自動車の後端から一メートル以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自

動車の後端から一メートル以内に取り付けることができないもの（あっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取り付けられていること。

ホ 側方灯は、次条第一項第二号の基準に準じたものであること。ただし、方向指示器又は補助方向指示器（以下この条において「方向指示器等」という。）と兼用の側方灯は、方向指示器等を作動させている場合においては、当該作動中の方向指示器等と兼用の側方灯が消灯する構造でなければならない。

四 方向指示器等と兼用の側方灯以外の側方灯は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

五 側方反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 側方反射器は、夜間にその側方百五十メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。

ロ 側方反射器の反射部は、文字及び三角形以外の形であること。

ハ 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。ただし、後部に備える側方反射器であって尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部に備える側方灯と構造上一体となっているもの（あっては、赤色であってもよい）。

六 側方反射器は、前号に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ 側方反射器による反射光の色は、前部又は中央部に備えるもの（あっては橙色、後部に備えるもの（あっては橙色又は赤色））であり、かつ、後部に備えるものはそのすべてが同一であること。

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1・五メートル以下、下縁の高さが地上0・二五メートル以上となるように取り付けられていること。

ハ 長さ六メートル未満の自動車の後部に備える側方反射器の反射部の最後縁は、自動車の後端から当該自動車の長さの三分の一以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の後端から当該自動車の三分の一以内に取り付けることができないもの（あっては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように取り付けられていること）。

ニ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方十度の平面及び下方十度の平面（側方反射器の反射部の上縁の高さが地上0・七五メートル未満となるように取り付けられている場合（あっては、下方五度の平面））並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向四十五度の平面及び後方向四十五度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ホ 側方反射器の取付位置は、ロからニまでに規定するほか、第三号ロからニまで（長さ六メートル未満の自動車（あっては、同号ロ及びハ）の基準に準じたものである）こと。

- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和五十年十一月三十日以前に製作された自動車	第一号から第六号まで
二 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第六号ニ

- 3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和五十年十二月一日から平成八年一月三十一日までに製作された自動車	第三号イ	上縁の高さが地上二・一メートル以下、 下縁の高さが地上〇・二五メートル以上	中心の高さが地上二メートル以下
二 昭和五十年十二月一日から平成十七年十二月三十一日までに製作された自動車	第六号ロ	上縁の高さが地上一・五メートル以下、 下縁の高さが地上〇・二五メートル以上	中心の高さが地上二メートル以下
三 平成八年二月一日から平成十七年十二月三十一日までに製作された自動車	第三号イ	上縁の高さが地上二・一メートル以下、 下縁の高さが地上〇・二五メートル以上	上縁の高さが地上二・一メートル以下
四 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車	第五号ロ 第五号ハ	文字及び三角形 であること。ただし、 後部に備える側方反射器であって尾灯、 後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は後部に備える側方灯と構造上一体となっているものにあつては、赤色であつてもよい。	三角形 又は赤色であること。

- 4 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、第一項第二号の規定にかかわらず、側方灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。

- 一 側方灯は、夜間側方百五十メートルの距離から点灯を確認できるものであること。
- 二 側方灯の灯光の色は、前部又は中央部に備えるものにあつては橙色、後部に備えるものにあつては橙色又は赤色であり、かつ、後部に備えるものはそのすべてが同一であること。

- 5 昭和五十年十一月三十日以前に製作されたポール・トレーラの両側面には、次の基準に適合する側方反射器を備えなければならない。
  - 一 側方反射器は、夜間側方百五十メートル（昭和四十八年十一月三十日以前に製作されたポール・トレーラにあっては、百メートル）の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
  - 二 側方反射器による反射光の色は、<sup>とう</sup>橙色又は赤色であること。
  - 三 側方反射器の取付位置は、地上二メートル以下であること。
- 6 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二 3・23・の規定は、適用しない。
- 7 平成十九年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添六十一 4・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千三百三十七号）による改正前の細目告示別添六十一 4・1・の規定に適合するものであればよい。
- 8 平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、細目告示別添六十一 3・7・の規定は、適用しない。
- 9 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十八条第一項、別添五十二 2・13・及び別添六十一 3・6・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第千二百十七号）による改正前の細目告示第四十八条第一項、別添五十二 2・13・及び別添六十一 3・6・の規定に適合するものであればよい。
- 10 平成十八年一月一日から平成二十三年二月六日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二 3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示別添五十二 3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第三十五条の二第三項並びに細目告示第四十八条第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 12 保安基準第三十五条の二第三項及び第五項並びに細目告示第四十八条第二項ただし書及び第四項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。